

老人福祉センターの募集要項等に関する質問・回答

整理 番号	内容	回答
1	各センターの 指定管理費（基準管理費）に係る、積算内訳を開示いただきたい。	別紙をご参照ください。 なお、別紙は基準管理費を算出する際に使用したものであり、この内訳どおりの支出を求めるものではありません。
2	施設の電力について、管理業務等仕様書では「環境配慮評価基準」を満たす小売電気事業者より調達することとなっているが、現指定管理期間において現行で契約している事業者が基準を満たしていない場合、現在締結している電力契約期間満了後からの変更で問題ないか。 または、指定管理期間の開始日から業者を変更する必要があるか。	環境配慮の推進に伴い、施設の電力調達に関する項目として、「環境配慮評価基準」を満たす小売電気事業者より調達することを定めております。 特別な事情がない限りは、次期指定期間の開始日（令和5年4月1日）から札幌市電力の調達に係る環境配慮要綱で定める「環境配慮評価基準」を満たす小売電気事業者より、調達していただく必要があります。
3	北老人福祉センターの備品一覧（別表2）に電動麻雀卓が記載されていますが、令和2年度に手続きを踏んで破棄しています。こちらは削除でよろしいでしょうか。	備品一覧（別表2）を変更いたしました。
4	北老人福祉センターの管理業務等仕様書14 ページ2－（2）－ウ施設及び設備の保守点検業務について、「法令点検（建築基準法定期点検、消防設備点検、家用電気工作物点検）については、実施結果を速やかに札幌市へ報告すること。」とありますが、複合施設であるため、現在は建築基準法定期点検を札幌市が行い、非常用発電機の消防点検を一年に一度指定管理者が行っています。今後もこれまで通りでよろしいでしょうか。	通常であれば、建築基準法定期点検につきましては、管理業務等仕様書に定めるとおり指定管理者にて実施いただく必要がありますが、令和7年度末までは本市で発注する併設施設の保全対象点検の契約（契約期間：令和4年度～令和7年度まで）に含まれているため、実施は不要です。 令和8年度以降は、管理業務等仕様書に定めるとおり、指定管理者にて建築基準法点検を実施いただく必要があります。 なお、建築基準法点検以外の法令点検につきましては、次期指定管理期間において実施が必要となります。 上述内容につきましては、管理内容を明示するため、仕様書に追記を行いましたので、申請時にご提出いただく収支計画書の

老人福祉センターの募集要項等に関する質問・回答

		支出（委託費等）等にお見積りに反映いただくようお願いいたします。
--	--	----------------------------------